狛江市総合教育会議運営規則(案)要旨

- 1 狛江市総合教育会議の設置及び運営に関する条例(平成27年条例第5号)第10条の規定に基づき、狛江市総合教育会議の運営に関し、必要な事項を定めること。
- 2 この規則は、公布の日から施行すること。

狛江市総合教育会議運営規則(案)

 平成
 年
 月
 日

 規則第
 号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市総合教育会議の設置及び運営に関する条例(平成27年条例第5号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、狛江市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の開催)

- 第2条 会長は、会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び協議 題を告示し、委員に通知する。ただし、会議を緊急に開く場合は、これを省略すること ができる。
- 2 前項に規定する告示の方法は、狛江市公告式条例(昭和25年条例第7号)第2条第2 項の規定を準用する。

(会議の進行)

第3条 会議の進行は、会長がこれを行う。ただし、議事進行上、相当な理由があると認められるときは、会長は、委員のうちから指名する者をもって進行を行わせることができる。

(会議資料)

- 第4条 会長は、会議の開催にあたり、議事日程及び協議又は調整に用いる資料を必要に 応じて作成し、委員に配布するものとする。
- 2 委員は、会長の許可を得て、協議又は調整に必要な資料を委員に配布することができる。

(会議の傍聴)

第5条 傍聴の手続その他会議の傍聴に関する事項は、狛江市教育委員会傍聴規則(平成 12年教育委員会規則第17号。以下「規則」という。)の規定を準用する。この場合にお いて、規則中「教育長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(会議の非公開)

第6条 条例第7条ただし書に規定する会議の非公開は、委員の発議により出席委員の3 分の2以上が賛成した場合にこれを行うことができる。

(会議録の作成及び公表)

第7条 会長は、会議の終了後速やかに会議録を作成し、これを公表しなければならない。 ただし、事案の性質上公開することが相応しくないと認められるとき及び前条の規定に より非公開で会議を行ったときは、会長は、会議録の一部又は全部を非公開とすること ができる。

(情報提供の方法)

- 第8条 条例第9条に規定する情報提供は、次に掲げる方法によりこれを行うものとする。
 - (1) 広報紙への掲載
 - (2) 市公式ホームページへの掲載

- (3) その他効果的に周知を行うことができる方法 (庶務)
- 第9条 会議の庶務は、狛江市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成5年 規程第3号)により、教育委員会事務局職員をして補助執行させるものとする。 (委任)
- 第10条 この規則に定めるもののほか会議の運営に必要な事項は、会議の議を経て市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。